

平成 16 年 11 月 30 日

東京証券取引所 上場部 御中

全国銀行協会
企画部

「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の
見直しについて」に対する意見書について

今般、当協会では、去る平成 16 年 11 月 16 日に貴取引所から公表されました「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しについて」に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

平成 16 年 11 月 30 日

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しに対するコメント

全国銀行協会

1. 適正性確認書の提出義務化について

適正性確認書の提出義務化の方向性については賛同する。しかしながら、形式的な確認となることを回避し制度の実効性を担保する観点から、以下の点について検討していただきたい。

(1) 内部統制に関する具体的なガイドラインを提示していただきたい。

- ・証券取引法上、適正性確認書の提出は任意となっており、内部統制に関して記載すべき内容は必ずしも明らかでないので、記載すべき内容をさらに整理していただきたい。
- ・企業内容等開示ガイドライン(5-29-2)では、「記載内容が適正であることを確認」、「財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認」とあるが、具体的にどのような方法で確認すべきなのかといった方法論は確立していない。この分野では、米国のCOSO(Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission)報告書『内部統制の統合的フレームワーク』が著名であるが、本邦においては未だ十分に認知されていない状況にある。
- ・適正性確認書の提出を義務化するのであれば、内部統制の整備に関する具体的な方法論について十分な検討をし、模範的なフレームワーク等を示す必要があると考えられる。
- ・上記のように、具体的な方法論の提示がなく、十分な啓蒙活動が行われずに直ちに義務化される場合には、社内における内部統制の実態把握が不十分な状態のまま自署押捺された多くの確認書が提出される事態となることが想定される。

(2) 適正性確認書の義務化までに十分な準備期間を確保していただきたい。

- ・公開企業の場合には、一定レベルの内部統制は既に存在していると考えられることから、今般の義務化の趣旨は既存の内部統制を見直し強化することにあると解される。しかし、内部統制の整備に関する方法論が未成熟な中で問題点を洗い出し、問題点に対する具体的な改善策を講じていくには相当な時間・労力が掛かると考えられる。したがって、適正性確認書の義務化にあたっては、上記(1)の内部統制に関する具体

的なガイドラインの提示の有無にかかわらず十分な準備期間を確保していただきたい。

- (3) 貴証券取引所のパブリック・コメントの「備考」に、適正性確認書の説明として「当該有価証券報告書等の内容に不実の記載がないと認識している旨を記載」とあるが、企業内容等開示ガイドラインには、「記載内容が適正である」との記載となっている。両者に若干のニュアンスの違いが感じられることから、上場規則等において規定する場合には企業内容等開示ガイドラインと同一の表現とするか、少なくとも「重要な点について不実の記載がない」という表現とすべきである。

2. 上場廃止基準の見直し

上場廃止基準の見直しの方向性については賛同する。しかしながら、制度の実効性を担保する観点から、以下の点を考慮すべきである。

- ・上場廃止の対象となる「虚偽記載」の範囲が、非財務項目まで広がることになるため、「虚偽記載」の定義にある「訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合」の「重要である場合」の解釈が非常に重い意味を持つことになる。

公開企業にとって、上場廃止は企業の存続を困難とする最終的な措置となりかねないものとなる。そうした基準である以上、少なくとも「重要である場合」の具体的なガイドラインを示す必要があると考える。

仮に、こうしたガイドラインを示さない場合には、不必要に企業の開示姿勢を萎縮させ、軽微な誤りの訂正の公表を躊躇させるような本末転倒な事態を招来する状況となることが想定される。

3. 公認会計士による監査証明

- ・監査証明を行う者が監査法人でない場合は「2人以上の公認会計士による監査証明を求める」とされているが、個人公認会計士による監査の実効性を担保する観点から「相互に独立した2人以上の公認会計士による監査証明を求める」という表現とすべきである。

以 上